

【患者等搬送事業】

患者等搬送事業者とは？

救急車による搬送を必要としない患者等（寝たきりの方・身体障害者・傷病者等）を下記の場所へ搬送する業者をいいます。

- ・病院への通院及び入院時の搬送
- ・社会福祉施設への搬送
- ・病院から他の病院への搬送

患者等搬送事業の認定とは？

市内に所在する患者等の搬送業者を行う事業所のうち、一定基準に適合した事業所を認定する制度です申請のあった事業者に対して、「佐倉市八街市酒々井町消防組合患者等搬送事業指導基準及び認定基準に関する規則」に基づき認定を行います。

認定基準は、積載する資機材や乗務員の資格、車両の要件、その他患者搬送に必要な事項を定めています。

患者等搬送事業所について

以下に掲載されている事業所は、「佐倉市八街市酒々井町消防組合患者等搬送事業指導基準及び認定基準に関する規則」に基づき認定している事業所です。

認定マーク



患者等搬送事業所一覧

事業所名	所在地	電話番号
介護タクシー人力車	佐倉市王子台	043-310-7750
介護タクシー和	八街市八街に	090-4168-8699
介護タクシーケアプラス	佐倉市井野	090-4639-0077
介護タクシーけあ楽	八街市大関	090-3137-3752

*当サービスは無料ではありません。

サービス内容や費用などは、直接、各事業所へ問い合わせてください。